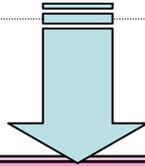


平成17年改正後の審査審判手続のメリット(1)

1 排除措置命令等の事前手続

- 排除措置命令案, 課徴金納付命令案等の通知
- 意見を述べ, 証拠を提出する機会の付与
- 認定事実を基礎付けるために必要な証拠(他社資料を含む。)を説明



- 「どのような証拠に基づき違反の立証がなされているのか。」「審判になれば審査官側からどのような主張・証拠が出されるのか。」について, 事前手続段階で一定の情報開示, 適正手続の一層の確保

2 排除措置命令制度の導入(勧告・事前審判制度の廃止)

- 違反行為が認められる場合には, 勧告・審判手続を経ることなく, 早期に行政処分の実施

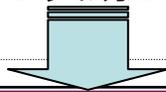


- 公取委による行政処分や発注者からの指名停止措置等の先延ばしを困難にする制度に

平成17年改正後の審査審判手続のメリット(2)

3 排除措置命令と課徴金納付命令の同時化及び審判中の延滞金導入

- 排除措置命令と同時に課徴金納付命令を出すことが可能に
- 旧法では審判開始により納付命令が失効していたが、現行法では失効せず、不納付には延滞金を付加



- 納付命令までの事件処理の大幅な迅速化
(約1年7ヶ月(旧法平均)→約10月(新法平均))
- 課徴金納付の先延ばしを困難にする制度に
- 排除措置命令と課徴金納付命令の審判の併合により手続上の効率性、被審人の手続上の負担軽減(沖縄県入札談合事件)

4 行政処分先延ばし、課徴金納付先延ばし目的の審判の回避

- 事前手続段階での一定の手続保障・情報開示により、被審人側にとって審判開始時点での争点特定が従来より容易に
- 行政処分先延ばし、課徴金納付先延ばし目的の「争い得」の回避



- 審判が開始される割合の大幅な低下

旧法での審判開始比率: 約17.6%

(H15年度~H18年度で2519社中443社)

※ 勧告全体に対する比率=約30.3%

※ 課徴金納付命令全体に対する比率=約6.7%



改正法での審判開始比率: 約1.8%

(H18.1~H19.9で663社中12社)

※ 排除措置命令全体に対する比率=約0.8%

※ 課徴金納付命令全体に対する比率=約3.0%